三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年六月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市上粕尾字河原木戸一一六五の七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年六月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市上粕尾字河原木戸一一六五の六、一一六五の八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○経済産業省告示第百三十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

平成二十六年六月十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

表

番号	業種	指定期間
一	鉄鉱業	平成二十六年七月一日から平成二十六年九月三十日まで
二	石英粗面岩・同類似岩石採石業	
三	粘板岩採石業	
四	その他の採石業，砂・砂利・玉石採取業	
五	耐火粘土鉱業	
六	ろう石鉱業	
七	造園工事業	
八	大工工事業（型枠大工工事業を除く）	
九	型枠大工工事業	
十	とび工事業	
十一	土工・コンクリート工事業	
十二	特殊コンクリート工事業	
十三	鉄筋工事業	
十四	左官工事業	
十五	ガラス工事業	
十六	金属製建具工事業	
十七	木製建具工事業	
十八	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）	
十九	防水工事業	
二十	はつり・解体工事業	
二十一	ソース製造業	
二十二	精米・精麦業	
二十三	果実酒製造業	
二十四	清酒製造業	
二十五	製糸業	
二十六	絹・人絹織物業	
二十七	丸編ニット生地製造業	
二十八	横編ニット生地製造業	
二十九	織物手加工染色整理業	
三十	綿状繊維・糸染色整理業	
三十一	ニット・レース染色整理業	
三十二	繊維雑品染色整理業	
三十三	レース製造業	
三十四	その他の繊維粗製品製造業	
三十五	織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）	
三十六	織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含み、下着を除く）	
三十七	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業（不織布製及びレース製を含む）	
三十八	ニット製外衣製造業（アウターシャツ類，セーター類などを除く）	
三十九	ニット製アウターシャツ類製造業	
四十	セーター類製造業	
四十一	その他の外衣・シャツ製造業	
四十二	織物製下着製造業	
四十三	ニット製下着製造業	